

小布施町農業委員会議事録

- 1 招集通知年月日 令和 6 年 7 月 22 日
- 2 開会年月日、時間 令和 6 年 7 月 30 日 午後 2 時 10 分
- 3 会場 小布施町役場 第 1 会議室
- 4 委員総数 15 名
うち農業委員 9 名、農地利用最適化推進委員 6 名
- 5 出席委員数
・農業委員 9 名
鈴木 智彦 宮崎 恵一 関 雅彦 島田 誠 小林 充人
堀 道広 竹内 綾 神戸 佳代 堀 とき子

・農地利用最適化推進委員 6 名
畔上 敏春 田中 喜美雄 内山 泰俊 矢島 清史 大島 康一
根岸 勉
- 6 欠席委員 0 名
なし
- 7 議長氏名
堀 道広
- 8 事務局出席者 荒井 俊博 田中 将貴
- 9 会議の附議事項
議案 第 11 号 農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請について
議案 第 12 号 農用地利用集積計画の決定について
議案 第 13 号 令和 5 年度最適化活動の実施状況及び最適化活動の目標の
達成状況の点検・評価
報告 第 6 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による通知について
報告 第 7 号 農地法施行規則第 29 条第 1 項第 1 号の規定による届出について

10 会議の顛末

事務局：開会（午後 2 時 10 分）

議長：委員総数 9 名、出席者 9 名で定足数に達しておりますので、ただ今より 7 月定例総会を開会いたします。はじめに、小布施町農業委員会会議規則第 41 条に規定する議事録署名委員の指名を行います。本日の署名委員ですが、8 番神戸佳代委員、9 番堀とき子委員の両名をお願いします。

それでは、これより審議に入ります。議案第 11 号、農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請について、事務局より朗読願います。

事務局：(朗読)

議長：では、番号 1 について 2 番宮崎委員より説明願います。

2 番宮崎委員：譲受人は上町で譲渡人は林の方です。地図の 1 ページをご覧ください。申請地は小布施橋を渡って、豊野方面に進み千曲川堤防を過ぎてから 200m ほど進んだところに位置しています。

申請内容は今回所有権の移転するものです。申請理由は両者は親戚関係にあり、譲受人の先代の頃より約 50 年にわたり継続して耕作をしております。

今回、譲受人から申出で所有権を移転することになりました。譲渡人は高齢等の理由により規模を縮小したい意向があり、前々から耕作していた譲受人への所有権を移転することとし、譲受人も同意の上で今回の契約となります。譲受人は継続して野菜を栽培される予定です。所有農機具については、耕運機 1 台、草刈機 1 台です。

自宅から耕作地までの距離は自宅から 4 キロ車で 7 分です。労働力についてはご本人 1 名のみですが、耕作しているのは今回の申請地のみで、面積的にも問題なく耕作できると思います。以上のことから、全く問題なく耕作できると思いますので、ご審議のほどよろしくお願いします。

議長：質問等ございましたらお願いします。

—質問—

議長：譲受人の農地は今回の対象になってる土地のみということですね。

2 番宮崎委員：そうです。

議長：他に質問よろしいですか。質問が無ければ番号 1 は許可としたいがよろしいでしょうか。異議なければ同意される委員の挙手をお願いします。

—挙手全員—

議長：挙手全員のため番号 1 は許可とします。次に議案第 12 号、農用地利用集積計画の決定について、事務局より朗読願います。

事務局：(朗読)

議長：それでは、番号 1 について、事務局より説明願います。

事務局：譲受人は農業委員会開発公社、譲渡人は松村の方です。地図の 2 ページをご覧ください。申請地は全部で 4 筆あり、町立つすみ保育園の南側に 1 筆と北側に 1 筆、中条公会堂の西側に 2 筆位置しています。申請理由は、譲渡人は経営規模を縮小し、農地を手放したい意向があったようです。買い請け人と具体的な話を進めていく中で公社を通じて売買することになったものです。

今回は譲渡人から公社への申請を行い、来月以降、譲受人となる方に売り渡されるこ

とになります。譲受人は全部で 3 名おり、買受も既に決まっているとのこと。いずれの農地もブドウを栽培しており、今後もそれぞれの買受予定者が継続してブドウを栽培していく予定です。以上、ご審議をお願いいたします。

議長：質問等ございましたらお願いします。

—質問—

議長：譲渡人は他にまだ沢山農地はありますか。

事務局：はい。まだありますが、まずこの部分を。

議長：他に質問ございますか。

1 番鈴木委員：さっきの話にも関わってきますが、やはり公社を通した方がやりやすい。今話しても買手が決まっている話ですし、やっぱり個々で売買するよりも中間に入ってもらった方がスムーズですね。

事務局：今回の場合には売買の話で公社の方から聞いた話ですと、税金上ですねメリットがあるので譲渡人の方から申込があったようです。

1 番鈴木委員：さっき話のあったメリットの話かな。

10 番畔上委員：農地を個人で譲渡した場合、譲渡所得だから最低限の控除に含まれてしまう。その他に何かメリットはあるのか。勘違いだったら申し訳ないんですが、ここを通すから 800 万控除があるかもしれない。ちょっとその辺もまた教えていただきたいと思えます

議長：基本は買受人が決まっている場合は直接やるよりも、公社を通した方がメリットがあるということですね。

1 番鈴木委員：それが税制上の問題か法律的な手続き上のものなのかわからないけれど、メリットがあるということと考えていいのか。

10 番畔上委員：確か農地の売買は 800 万の税優遇があったと頭にあって、公社を通すから 800 万なのかを確認してもらいたい。

議長：他に質問ございますか、質問が無ければ、番号 1 は決定としたいがよろしいでしょうか。異議なければ同意される委員の挙手をお願い致します。

—挙手全員—

議長：挙手全員のため、番号 1 は決定とします。次に議案第 13 号令和 5 年度最適化活動の実施状況及び最適化活動の目標の達成状況の点検・評価について事務局より朗読願います。

事務局：(朗読)

議長：この議案では、昨年度各委員が取り組んできた最適化活動について国の通達に基づき、農業委員会として点検・評価を行います。では事務局より説明願います。

事務局：令和 5 年度の最適化活動の実施状況及びに最適化活動の目標の達成状況の点検・評価について説明いたします。

議案書には、それぞれの委員ごとに、1 年分ご提出いただいた活動記録の取りまとめ表となっております。1 の(1)として最適化活動の実施状況、(2)に「成果目標の達成状況」と「自己の点検・評価」の欄にコメントを記載してあります。そして、一番下の 2「農業委員会による点検・評価」の欄ですが、ここでは、まず左側の「全体としての評語」の欄について、国の基準に基づいて活動内容を点数化し、その点数に応じた評語を記載することになっております。また、その右側の「総会で出された意見」の欄には、本総会での意見を必要に応じて記載するようになっていますが、意見がなければ、厳しい環境の中でもしっかりと活動いただいた旨を記載しています。

本日は時間も限られておりますので、評価の基準等を私から簡単に説明し、ご意見をいただく形で進めさせていただきたいと考えております。これらの最適化活動は、農業委員、推進委員の地道な活動で支えられておりますので、今後も目標の達成に向けて、最適化、農地集積、農地保全等に取り組むと共に、毎月御提出いただいております活動記録への積極的な記入をお願いいたします。

まず、この表の見方を説明いたします。本来であれば氏名を入れて委員 15 名の皆さんで評価し合う形をとるんですけども、今回の内容は前委員の活動結果なため担当地区を記載しております。評価の見るところとしては、まず最適化活動の実施状況ということで各月で委員が何日どう何をされたかまとめた表になります。毎月皆さん出していただいている活動記録をまとめたもので、例えば 1 日で 10 件のお宅に伺ったとかですね。そういった場合でも日数がベースになってきますので、例えば 1 日で 10 件活動された場合でも日数は 1 日でカウントしております。

この右のページに活動内容を実施したものを記載をしております。下の(2)については成果目標の達成状況および点検自己点検評価の結果ということで、まず農地集積については、これは常時集積している担い手の方、ある程度農業経営を広くしている担い手の方へ集積した面積を目標を定めて、実績を農業委員会として出しています。その面積を農業委員が 15 名で均等割をした数字がこちらになります。また次に遊休農地ですね。来月から農地パトロール始まってきますけど、昨年農地の遊休農地の解消、1 年間でどれぐらい解消した実績がこちらになります。対象面積を均等割した数字を入れていきます。

参考までに最小面積は令和 3 年、今年度 5 年の点検評価に関しましてはこの解消面積というのは、令和 3 年度以前により前からある遊休農地の面積、その中でどれぐらい解消したかということになってまして、その右側前年度新規発生分というのは令和 4 年これ 5 年の非点検評価なので、令和 4 年度ですね。令和 4 年度に新たに発生した面積に対してどれぐらいその中で解消したかという面積見方になっております。また、他に今の活動日数とですね、集積面積、遊休農地、新規参入等ですね、こちらの数字を併せて最終的に全体の評価としています。

各委員の確認書をまとめてありますので、あわせてご確認いただければと思っております。今回はこのような形で進めておりますが、来年また同じ時期 5 月にこの最適化、

活動の点検評価ということで実施するわけです。その際に、今回実際活動される皆さんの分の点検評価という形になりますので、そんなところを意見を出し合いながら、進めさせていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

議長：ただ今の説明について質問や意見等ございましたらお願いします。

—質疑・意見—

2 番宮崎委員：今日机の上に置かれた新資料と事前に配布され資料の違いは何か。

事務局：失礼しました。数字の違いです。一番からこの部分をそっくり全部次回入れ替えでお願いしたく。遊休農地の面積が変わってますので、差し替えさせていただいてます。遊休農地の達成状況が変わると評価が変わる方もおられます。変更点はその2点です。

10 番畔上委員：自己点検評価のところで活動日数が目標に下回ったとあるが活動日数の目標は何日でしょうか。

事務局：活動日数の目標はひと月に10日と定められています。

議長：10日というと3日に1回ですね。

1 番鈴木委員：調べに行く案件が無ければどうすれば。

事務局：前期委員の傾向を見ると農家の方が多く、例えば自作農地に行く際に農地をパトロールしましたと結構書いている方が多いです。散歩・農作業のついでにこの農地荒れているなど、ちょっとした活動も対象になります。荒れている畑の草刈りも入ります。現地確認が大半を占めており、委員自ら解消作業も行われた委員もいます。活動の8.9割がこう言った活動になりますね。

1 番鈴木委員：活動記録簿は自分で活動したら書いて出すと。

事務局：例えば農地確認でしたら、●月○日農地確認と書いて出していただければ評価につながります。全て活動記録簿に基づいて集計されています。以前配布した活動記録簿の最初のページに分類番号が記載されています。

議長：人によって大分違いますね。

4 番島田委員：今年も最後にまとめることになるのか。

事務局：今回改選がありましたので7月総会で点検・評価しています。通常ですと令和6年度の点検評価は5月総会で行います。来年の5月総会で現農業委員15名の活動内容をまとめてお互いに点検し合い意見を出していく流れになります。

12 番内山委員：道に沢山草がでている場合勝手に刈っても良いのか。今まで刈っちゃいけないんじゃないかなって思ったんですけど。所有者じゃなくてもいいのか。

事務局：同意を得てやっていたかどうかちょっと確認させてもらっていいですか。

事務局次長：トラブルになるから同意を得るだけであって、本来道に出ている部分については刈っても確か問題ない。リングでも道に出ていればその部分については。

10 番畔上委員：そうなれば道路管理者じゃないと。

事務局次長：道路管理者じゃなくてという解釈ですよ。民地と道路管理者の違いということですね。分かりましたそこは確認します。

12 番内山委員：基本にはその所有者が刈る話ですよ。だからこっちが気になっているから勝手に刈っちゃいけないということで良いのか。

事務局：昨年に解消作業と記載されいますけ事前にどういう普通科で次その自作地というか、やっぱそこまでちょっと確認取れてなかったものでちょっとそこを踏まえて確認いたします。

事務局次長：道路管理者の許可があってもまた話は別なんでしょうか。

10 番畔上委員：管理者が違う業者に委託して責任を全部おってくれたらいいが、農業委員会が勝手に行ったとなると責任問題になると思う。農業委員長名で通知か何か出して、いつまでに解消されない場合は農業委員会として切りますよというような、そういう確約が無いと、文書のやり取りが無いと難しい。

15 番根岸委員：場所によっては遊休農地を管理する人が見つからない農地もあるんです。もう完全放棄地になってしまっ。そういう土地は正直通知を出そうが何しようがなんにも対応されていないことがほとんど。

10 番畔上委員：だから行政としての権限でやるしかないのかな。

15 番根岸委員：畑の中に一応町道になっているが完全に道路に房が倒れてきて、もう見通しがきかなくて危ないっていう場所に関しては、大島自治会だと近隣農家の人を自主的に刈っています。特に共有地関係はそうですし、逆に昔の百々川と言われて今は八木沢川は実際に流がなくなった川際に関しては、誰も管理してくれる人がいないので農地の延長線上の方が川沿いの道路の草は刈ってくださいと、いうお願いを共有地等はしています。共有地以外のめいめい地権の場所についても、もう管理農家の方がいないところは自主的に。特に河川敷はかなり背の高い草が道に覆い被さっているところに関しては自主的に刈っている。果樹が出ている所はほとんどないから草だけの話ですから。それこそ町道ならまず管理してくれという話になる。

5 番小林委員：1回あったんですけど家の近くに枝が出ていて車が傷ついたり、軽トラでも新車があるので、一応マーキングをしてから地権者に言ってもらっています。でも行政通すのが一番いいんじゃないかな。やってもよいと行政が言えば代わりにやってもいいけどそこを通しておかないと後でもめた時に困る。

議長：道が塞がっている場所は皆さんパトロールして、ここが危ないという箇所はまた行政や自治会に繋げたりすることも農業委員会としての活動になるかと思います。日誌に書いていただいて、活動していただければいいかなというふうに思います。

13 番矢島委員：行政っていうのは、農業委員会の事務局の方に。

議長：一応役場に行ってどうするかを相談してもらおうと。農業委員会が来てみんなでやることはなかなか難しいかなと。

議長：良いですかね。目標が 10 日でしたので、次回から私もそんなに書いてなかったんで、10 日を目標に日誌を出していただくということだと思いますのでよろしくお願いします。

議長：他に何かご意見よろしいですか。よろしければ、ここで採決いたします。令和 5 年度最適化活動について、ただ今説明のあった内容で取りまとめてよろしいでしょうか。また総会における意見の欄については資材高騰などの厳しい環境のなかでもしっかり活動いただいた旨を記載する、ということでもよろしいでしょうか。異議なければ同意される委員の挙手をお願いします。

—挙手全員—

議長：挙手全員のため、提案のとおり了承、決定されました。農地利用の最適化活動については、今後の活動展開のためにも本総会の後で開催する協議会において参考になる取組を皆で共有したいと思いますのでよろしくお願いいたします。次に報告第 6 号農地法第 18 条第 6 項の規定による通知について事務局より朗読願います。

事務局：（朗読）

議長：では番号 1 について事務局より説明願います。

事務局：貸付人は松村、借受人は六川の方です。地図は 2 ページをご覧ください。報告第 7 号とありますが報告 6 号に訂正を願います。該当地は、町立つすみ保育園の南側に位置しています。

平成 30 年 5 月 1 日より 10 年間の賃貸借契約を結んでおりましたが、議案第 12 号番号 1 番にあるとおり、貸付人からの申し出を受け、賃貸借契約を解約し、農業開発公社を通じて該当地を購入するための解約となります。今後も継続して、耕作をしていく状況には変わりありません。

議長：質問等ございましたらお願いします。

—質問—

13 番矢島委員：借受人の自治会は松村です、住所はあっているけれど自治会は松村の方になります。

事務局：ありがとうございます。

議長：他にご質問よろしいですか。質問がなければ、報告案件のためご了承願います。次に、報告第 7 号農地法施行規則第 29 条第 1 項第 1 号の規定による届出について、事務局より朗読願います。

事務局：（朗読）

議長：では番号 1 について事務局より説明願います。

事務局：申請人は山王島の方です。地図は 3 ページをご覧ください。該当地は、河東王島神社から西へ約 200m 進んだ所に位置しています。この農地は屋敷畑で、届出者本人は該当地の北東側に住んでいます。今回の転用面積は 194 m²で、2 アール未満の農業用施設です。農地法施行規則第 29 条第 1 号の規定に該当するため、届出での転用が可能です。

土地全体に対する施設の配置については、追加分で本日配布している資料をご覧ください。今回届出のあった建物ですが、届出のあった農地 16-7 の北東側の一部が入っており、その部分だけ違反状態となっております。既存建物 5 及び 6 については、昨年 6 月に 2 アール未満の農業用施設の届け出のあったものです。16-6 と 16-7 との境界線が違っていたために、1 年前には気づかずに現在の状態となっております。昨年申請の際には、16-7 へは進入しておらず、あくまで 16-6 のみへの進入との認識で進めておりました。なお、16-6 は既存宅地ですので、届出は不要です。

上記既存建物の一部是正分と、今回の申請建物を合わせての届け出となります。用途は、農業倉庫の設置及び、既存の施設では入りきらない包装資材や収穫物等の一時保管用として利用する予定です。

議長：質問等ございましたらお願いします。

—質問—

10 番 上委員：これは新しく敷地増ってという形なんですかね。既存の宅地の 3 倍の全体の面積と同じですか。農業の場合、通常 1000 平米まで敷地が認められるが、それを上回ると開発許可の関連も出てくると思うんです。そちらの調整が取れて今回転用ということが出てきているのか。

事務局：今回町の方へは今の 2 アール未満の農業用倉庫を建てる場合届出のみで対応ができるというものになります。

10 番 上委員：施設を建てる場合は転用と開発と建築確認はセットなるはずなんですよ。だから、建設水道の開発の方との調整が取れていますか。

事務局：はい、取れてます。建築が可能だということで許可が取れています。

5 番 小林委員：建築許可が出ているかということか。

10 番 上委員：面積が極端に 1200・1300 になってしまうと開発認められない場合がある。で開発が可能な面積の中に収まっているかの確認が必要なのです。

5 番 小林委員：ほとんど、農業用倉庫なのだよな。(5) もそうだし下屋だけになっている。

事務局：5 は駐車場ですね。昨年建替えています。

5 番小林委員：1 個ずつ建てていけばいくつあってもいいということになってしまう。農地でも。5 年たったらまた農業用倉庫を建てて繰り返すことになる。この家結構農機具が結構多いから。冷蔵庫を今まで持っていたはずなんですけどそれを移転するような形になるのか。

事務局：いえ新しく増やしたいというふうには聞いています。

議長：他に何か質問ございますか、質問がなければ、番号 1 は報告案件のためご了承願います

議長：以上を持ちまして、本日の案件はすべて終了致しました。これにて閉会といたします。

閉会（午後 3 時 01 分）

以上、会議の顛末を記録して議事録署名委員と共に署名する。

令和 6 年 7 月 3 0 日

小布施町農業委員会 会長

堀 道広

議事録署名委員

神戸 佳代

議事録署名委員

堀 とき子